別添3

全 衛 連発第５７号
平成２９年８月４日

各　労働局 労働基準部
　　健康課長・健康安全課長　殿

公益社団法人　全国労働衛生団体連合会
会 長　紀　陸　孝

平成２９年度「心とからだの健康推進運動」の実施について(依頼)

時下、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、全衛連においては毎年９月、厚生労働省、中央労働災害防止協会の後援を得まして「心とからだの健康推進運動」を実施しております。

今年度におきましても、「平成２９年度心とからだの健康推進運動実施要綱」(別紙)に基づき、『健診を　受けて見直す生活習慣　ストレスチェックで心も健康』を運動標語にして、９月１日から９月３０日までの１カ月間、全国一斉に健康診断ならびにメンタルヘルス対策の重要性についての普及啓発運動を実施してまいります。

つきましては、本運動のための「啓発用リーフレット」をお送りしますので、関係事業場等に周知していただきますよう、よろしくお願いします。

平成２９年度「心とからだの健康推進運動」実施要綱

１．趣　旨

第１２次労働災害防止計画(平成 25 年度策定)の健康確保・職業性疾病対策において、メンタルヘルス対策、過重労働対策、化学物質による健康障害防止対策、腰痛・熱中症対策、受動喫煙対策が重点として示されました。また、計画を推進するに当たっては、メンタルヘルス対策に取り組む事業場の割合を８０％以上とするなどの数値目標も掲げられました。

全衛連は、職域における健康診断、保健指導、ストレスチェックサービス等を実施する労働衛生機関の全国団体として、全国労働衛生週間準備期間中に「平成２９年度心とからだの健康推進運動」を展開し、計画の目標達成に貢献します。

２．実施期間

平成２９年９月１日から９月３０日まで

３．平成２９年度の重点

中小事業場における定期健康診断実施率、受診率の向上
健康診断実施後の保健指導、事後措置指導の推進
ストレスチェック制度の普及促進

４．運動標語

「健診を　受けて見直す生活習慣　ストレスチェックで心も健康」

５．主　催

公益社団法人 全国労働衛生団体連合会

５．後　援

厚生労働省
中央労働災害防止協会

６．主催者の主な実施事項

（１）定期健康診断実施率及び受診率向上、定期健康診断実施時にメンタルヘルス対策としてのストレスチェックを併せて実施する運動啓発資料を作成します。

（２）運動啓発資料は全衛連より関係機関に配布するほか、会員機関を通じて直接事業場に配布し、周知します。

（３）運動に広く関心を持ってもらうため、運動推進標語を募集します。

平成29年度

心とからだの健康推進運動

9月1日～9月30日

健診を 受けて見直す
生活習慣
ストレスチェックで
心も健康

主唱　公益社団法人　全国労働衛生団体連合会　／　後援　厚生労働省　中央労働災害防止協会

目標

1

定期健診受診率の向上と有所見率増加傾向に歯止めを！

定期健診実施率、常用労働者受診率

定期健康診断の実施率、受診率とも事業場規模による格差があります。1年に1回の受診機会、大切にしてください。

厚生労働省「平成24年度労働者健康状況調査」

健診項目別有所見率

働く人の2人に1人は健康診断で何らかの所見が指摘されています。血中脂質、肝機能、血圧が有所見御三家です。生活習慣を見直しましょう。事業者は、有所見者に対する保健指導を実施しましょう。

健康診断における有所見率 全体
53.8%
（平成28年）

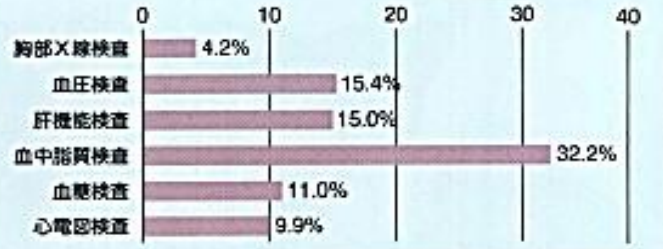

厚生労働省「定期健康診断結果調」（平成28年）

目標

2

ストレスチェック結果を踏まえた職場ストレス環境の改善を！

業種別健康リスク

平成28年1月～12月に全衛連の実施したストレスチェックについて分析*した結果、職場ストレス状況を判断する指標である健康リスクは下表のとおりでした。あなたの事業場の職場評価結果はいかがでしたか。総合健康リスクが120を超えると職場に何らかの問題が発生しているとされます。衛生委員会等で協議し、ストレス低減対策に取り組みましょう。

	男性 健康リスク			女性 健康リスク		
	仕事の負担	職場のサポート	総合	仕事の負担	職場のサポート	総合
全衛連平均	98	110	107	99	102	100
農業、林業	98	108	105	102	105	107
漁業	101	100	101	101	102	103
鉱業、採石業、砂利採取業	93	104	96	91	104	94
建設業	96	109	104	93	107	99
製造業	98	109	106	99	104	102
電気・ガス・熱供給・水道業	95	96	91	92	98	90
情報通信業	99	113	111	97	107	103
運輸業、郵便業	95	111	105	96	107	102
卸業、小売業	102	100	102	98	99	97
金融業、保険業	101	94	94	100	91	91
不動産業、物品賃貸業	92	100	92	96	100	96
学術研究、専門・技術サービス業	94	102	95	95	97	92
宿泊業、飲食業	99	104	102	99	97	96
生活関連サービス業、娯楽業	95	125	118	98	110	107
教育、学習支援業	98	102	99	100	96	96
医療、福祉	100	107	107	102	99	100
複合サービス事業	95	101	96	99	100	99
サービス業（他に分類されないもの）	94	111	104	97	104	100
公務（他に分類されるものを除く）	96	107	102	100	100	100
その他	98	108	105	98	102	99

（※全衛連のストレスチェックを利用した約230万人のうち分析に同意した83万人のデータを使用）

相談対応体制を確立しましょう

ストレスチェックの結果、高ストレスと判定された方は医師による面接指導を受けるようにしてください。事業者は高ストレス者が放置されることのないよう産業医等による相談対応体制を確立してください。外部の専門機関に対応させるのもよいでしょう。
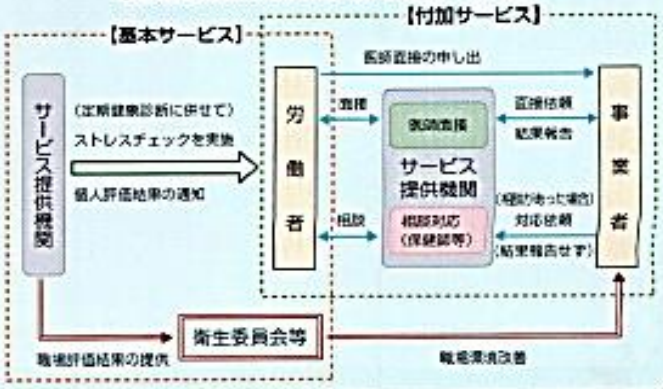
【全衛連のストレスチェックサービス】